

「次世代育成支援対策推進法」に基づく一般事業主行動計画

学校法人大妻学院

学校法人大妻学院は、「次世代育成支援対策推進法」に基づき、すべての教職員が自らの能力を十分に発揮するとともに、仕事と子育ての両立を図ることができる環境を整備するため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間：2025年4月1日から2030年3月31日までの5年間

2. 目標・対策

目標1：育児休業、子育てに関する休暇等の制度について周知し、男性教職員の育児休業取得率を50%以上とする。

<対策>

2025年4月～

- ・学院の育児・介護休業規程の改正内容（2025年4月1日施行）と、従来から導入していた法令を上回る内容（産前休業日数、子の看護等休暇の取得理由の拡大、小学校4年生以降の子どもの子育てのための休暇制度等）について、パンフレット等による情報提供の機会を増やす。それにより、子育て中の教職員だけでなく、将来的に制度の活用を希望する者も含め、制度内容の理解・活用につなげる。
- ・男性教職員の育児休業取得率が年々上昇しているため、その状況を教職員に周知することで育児休業を取得しやすい職場風土にする。

2026年4月～2030年3月

- ・各種制度の利用状況の検証と情報収集を行い、状況に応じて見直しをする。

目標2：所定外労働時間を月平均1人当たり7時間以内とする。

<取組内容>

2025年4月～2030年3月

- ・教職員のスキルアップと事務組織における業務の効率化を推進する。
- ・各部門の所定外労働時間の推移を確認し、人員の適性配置について適宜見直しをする。
- ・人事担当部門だけでなく、各部門の管理職によるタイムマネジメントを強化する。